

教職員各位

年末調整申告書の記入漏れへの対応について

人事課労務担当

「基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」について次のとおり取扱いますので、ご注意ください
 ますようお願いいたします。

①「基礎控除申告書」における「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」について

- ・記入漏れの場合、**本学の給与支給額**をもとに年末調整を行います。
- ・本人が記載した場合でも**申告額より本学の給与支給額が上回る場合、本学の給与支給額を優先**します。
- ・**記入漏れにより本学の給与支給額で年末調整を行った場合で、兼業等、別収入がある方**は後日追加徴収となる可能性があります。

②「所得金額調整控除申告書」について

- ・「**扶養控除申告書**」に**確実に要件に当てはまる対象者の記載がある**場合、申請するものとみなします。

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) 氏名
 税務署長 給与の支払者の法人番号
 給与の支払者の所在地(住所)

～記載に当たってのご注意～

◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、所得金額の見積額が135万円以下である場合は、「基礎控除申告書」の欄に記載してください。

1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、所得金額の見積額が135万円以下である場合は、「基礎控除申告書」の欄に記載してください。

2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,450万円以下で、かつ、あなたの本年中の所得金額の見積額が2,450万円以下である場合は、「所得金額調整控除申告書」の「要件」にも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額より本学の給与支給額が上回る場合は、本学の給与支給額を優先して、年末調整を行います。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

所得の種類	収入金額	控除額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

◎控除額の計算

判定	控除額
□ 900万円以下 (A)	48万円
□ 900万円超 950万円以下 (B)	48万円
□ 950万円超 1,000万円以下 (C)	32万円
□ 1,000万円超 2,400万円以下	32万円
□ 2,400万円超 2,450万円以下	16万円
□ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円

◆所得金額調整控除申告書◆

◎年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。

◎年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する必要はありません。

要件	扶養親族等の氏名	左記の者の生年月日	特別障害者に該当する事実
□ あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	(フリガナ)	年 月 日	★特別障害者 (裏面(S-24)を参照)
□ 同一生計配偶者 [※] が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	左記の者の生年月日	年 月 日	
□ 扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	左記の者の生年月日	年 月 日	
□ 扶養親族が年齢23歳未満(年10.12以後生) (右の★欄のみを記載)	左記の者の生年月日	年 月 日	

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人を指します。

【担当】

八景・鶴見・舞岡・みなとみらいキャンパス：人事課労務担当 (787-2491・2492)
 福浦キャンパス・附属病院：職員課職員担当 (787-2925)
 センター病院：総務課労務担当 (253-5304)